

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第十六号

昭和二十七年三月五日(水曜日)午後三時四分開会

委員の異動

三月五日委員山田佐一君辞任につき、その補欠として山本米治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
中川 以良君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

松本 昇君
山本 米治君
高瀬 莊太郎君
島 清君
西田 隆男君

政府委員

大蔵省主税局長 泉 美之松君
通商産業省通商政策局長 本間 俊一君
通商産業省通商政策次官 石原 武夫君
通商産業省通商政策次官 始關 伊平君
中小企業庁長官 小笠 公昭君
事務局側
常任委員 山本友太郎君
常任委員 林 誠一君
常任委員 林 誠一君
常任委員 林 誠一君

本日の會議に付した事件
○電力の割当配分計画に関する件

○企業合理化促進法案(衆議院提出)
(第十二回国会継続)

○委員長(竹中七郎君) 只今から通産委員会を開きます。

○中川以良君 電力の割当配分の計画は、仄聞いたしますところによると、今公益事業委員会を中心に種々論議をされておるようであります。殊に一昨日の日本経済、又今日の朝日新聞等にもこれに対するいろいろの論議が出ております。私が考えますに、今の計画を開きますと、非常にどうもこれ又大企業偏重になり、供給力の見方その他等におきまして過大なる算定等をされておる場合があります。このし

わ寄せは全部やはり中小企業に参るようになってしまう。こういう点につきまして、これは只今審議しております。本法案にも関係して来ることでございまして、併し私どもはこの決定を見るまでこの法案を通すとか通さないというようなことは別問題といたしまして、本来ならば電力特別委員会がかくのごときものは早く取上げていろいろ審議をすべきであらうと思ひますが、不幸にして只今電力特別委員会がまだできておりませんので、本通産委員会において速かにこれを取上げて研究をすべきであらうと思ひますので、只今までの交渉の経緯等につきましても公益事業委員会並びに安本当局が資料を持つて来て本委員会において詳細なる説明をしてもらいたいのであります。これによつて本委員会のいろいろ要求、意見等を十分に公益事業委員会

会、政府側が取入れまして、最終的の決定をなされるように私は希望をするものであります。然るが故に一つ来るべき土曜日の午前中にでもこの説明を求めて頂きたいと私は存するのであります。

○委員長(竹中七郎君) 只今の中川君の御提案に對しまして、さよう取計らいますることに御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(竹中七郎君) さよう委員長のほうにおきまして取計らいいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に企業合理化促進法案を議題といたします。通告によりまして高瀬君に發言をお許しいたします。

○高瀬莊太郎君 企業合理化促進法案につきまして二、三質問をしたいと思います。現在の日本の経済の事情から申しまして非常に結構な、是非必要な法案だと考えておりますが、その内容につきまして二、三質問をして見たいと思ひます。

この法案の第三條に規定されております技術向上の促進の問題につきましても試験研究費の補助が出されるということになつておりますが、従来通産省所管の試験研究費補助というものがあつたわけで、それとどういふ点が違つて来るのか、又その予算の点につきまして工業技術庁所管の補助金とどういふ関係になりますか、その点を先ず

承わりたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) お答え申し上げます。只今御質問のございました三條の補助金、技術研究に関する補助金は、従来通産省におきまして予算を取りまして補助金を交付しておりましたものと同じでございます。従つて、この法案によりまして初めてこういう制度ができるということではございませんで、従来ありました補助金の交付制度を法的根拠を置いたということになつております。只今工業技術庁の補助金という点についてお尋ねございましたが、この関係は通産省にいたしまして、主として工業技術庁に予算が附いておりますので、それと全く同じものを対象にいたしまして、それと全く同じな根拠が作られたわけでありまして。

○高瀬莊太郎君 只今のお答えであります。今までやつておつたところと全く実質的に變りがないのではないかと申すように思ひますので、折角こういう特別の法案を作つておやりになるという趣旨が徹底しないように思ふのであります。無論技術向上を図るという点から言へば同じようなことでありますから、一緒にしても差支えないものであります。何かこういう法案を出して特に技術向上の促進を図らうというところでありますならば、ただ今までのものをそのままにして、そしてこの法案だけに入れるということじや非常に物足りないように思ふわけでありまして、この法案によりましてそれがまあ法律的に根拠付けられるということでありましたけれども、今までの

ままでもできることでありますから、この法案がなければできないということでないんで、その点も甚だ物足りないような気がいたします。併しまあできれば非常に結構なんで、その点はいいたしまして、予算の点が今までのよりも、この法案を出すのを契機として非常に殖やすことができるかと思ひますが、そういうふうなお考えか見込がありますので、それを伺ひいたします。

○政府委員(石原武夫君) 最後にお尋ねございました予算の点につきましては、二十六年度は御承知のように鉄工業の試験、いわゆる中間試験と申してあります中間試験的なものと、それから技術の研究の試験、合せて補助金として計上になつておりますが、四億五千万、二十七年度につきましては只今国会に出ております予算は四億五千万、同額でございます。先ほどお話のございましたようにかような法案をなすも実施できるという点は御指摘の通りであります。我々もいたしましては、かような法案ができましたら、それに應じて財政支出の面におきましてもできるだけ増額をいたしたいという希望で、予算編成時大蔵省にも折衝いたしたわけでございますが、いろいろの財政的な理由からいたしまして、二十七年度としては二十六年度と同額、四億五千万ということに一応決定しておるよう次第でございます。

○高瀬莊太郎君 予算のほうもこの法案ができる前、工業技術庁関係で出し

そういう点もはつきり考えて、誤つた考えからそれによつて課税軽減とか免除が行われるから促進されるのだと、こう考えられてはならないと私は思います。そうしますという結論局長からお答えがありましたように、実際には直接には余り実質的な利益が得られないという結果になつて、ただ経営政策の問題として将来の安全を図るような方策がとりやすくなるというだけの効果しかないように思ふのです。そうしますとこの法案を作つて、そうして近代化をうんと促進しようという趣旨から言いますと、余りに効果が薄過ぎる様に私は思ふので、どうもこの六條の規定で近代化を促進する効果というものは余り期待できないように私は思ふのであります。殊に先ほど局長からもお答えになりましたように機械を取替は減るものと当分の間はどうせ収益は減るものであります。ですからたとへば課税延期というふうな意味で償却が許されるといふし、また、実際問題としてそれができるかどうか、非常に疑問であります。利益の多い企業ならば将来の経営政策を考えてそういうこともできましようけれども、利益の余り挙げられない、或いは小規模の企業なんかになりますというふうな恩恵は殆んど効果がないうといふに私は思ふ。若し本当に真に設備近代化の必要を考えて法案を作るといふことでありますならば、そんな生ぬるい、余り効果のないようなものでなく、もつと効果の挙る、そうして一般に大企業にも中小企業にも効果の挙るような方法を講じなければならぬと思ふのであります。その点でも非常に物足りないよう

に思ひます。殊に予算的措置をどの程度なすつたかという点について、この委員会で審議されました記録を拜見いたすという、大体その資料としては、今までの実績からいって、多分こういう事業は二十七年に於いて、多分この程度の新しくするであろうという予想の下で、その資料に基いて予算措置を考えた、こういうふうなお話であります。その程度のことならば、何もこんな法案を作らなくたって事業がやろうとしておに促進されるという結果にはなりそうもないのであります。そして予想なすつておるような事業であります、事業も相當繁榮しておるし、自己資本の調達も割合簡單でありますし、特別に促進を請じてやらないでも、必要に応じて近代化は実行されるものが大部分ではないかと思ひます。そうすると内容というものが非常に食ひ違つて来るような結果になると私は思ふのであります。ですから若し課税手段によつて有効な方法を講じようというならば、さつき局長からお話のありましたように、近代化設備投資のための利益差額に対して課税免除をするというふうな方法をとるか、或いは近代化設備の投資金というものをその年度の利益から別個に扱つて、これに所得税を課さない、こういう方法を講ずるか、そのうなればもつと積極的な効果が現われるだらうと思ひます。併しまあこれは課税手段による方法でありまして、もつと有効な方法は、やはり局長がさつき言いましたように、何と言つても資金的な措置をすることだらうと思ひま

す。最も有効な促進法としては、近代化に必要な資金供給についての特別な処置を考えられる方が必要で、それさえあればこういう法律がなくても近代化は急速に実現すると私は考へております。御承知のようにフランスでモネー・プランというものがあつて、設備近代化に非常に努力しており、その効果が挙つておるというのには、アメリカからの援助資金をこれに振当てているという結果でありまして、そういう資金的な援助の手段が講じられませんでしたという、どんな法律を作つて見ても近代化の促進は私には十分でない、こう考へております。只今の局長のお話では、まあ将来その方面でもできるだけ考えたいというふうなお考えでありますから、そういう趣旨で以後十分に御努力をお願いしたいと思ひます。

それで次に六條の対象になります設備の範囲、つまりこの法律の適用される対象の範囲についてもいろいろ問題があると思ひます。これはまあ今で委員会でも随分議論されたやうであります。その点は議論が盡されておるかと思ひます。ただ併し産業の種類によりまして、個々の設備だけを別に取上げて対象にしたのでは、折角目的とするような促進がでないものがあるように思ひます。私は素人ですが、よくわかりませんが、金属鉱山の設備等につきましては、そういう意見書を受取つておつて、読んでみますと、如何にも尤もなように思ひます。つまり個々の設備の一つ一つだけを考へないで、一連の設備というものを考へる必要があるというやうなことであります。が、そういう点についてはどう考へるに

るか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 先ほどお話しございました課税の問題につきましては、單なる課税の延期であるという点には、私も正にその通りであると思ひます。たゞ、初めの年度におきまして實際上の減税が見られるというところは確かにある、従つて差当りの社内留保が殖えるという点で或る程度効果はあると思ひます。が、税の問題といひましては、單なる税の繰延べに過ぎないという点は御指摘の通りだと思ひます。いろいろお話しございましたやうに、設備の近代化をいたしますためには資金問題の重要なことは御説の通りでございます。お話しのような点に今後できるだけ努力をいたしたいと思ひます。本法案に更に不十分だという点につきましては、我々産業の立場から見ますと、御指摘の点は十分納得の行く点で、今後十分研究をいたしたいと存じます。

○高瀬太朗君 適用対象の問題でぜひ不可欠であるというやうな場合には関連した設備を引括しても考へるといふやうなお話でありましたが、若し合理化といふものを本當に促進しようといふ考えであれば、産業の性質からいって、どうしてもそうならなければ合理化の促進がでないという場合には、この点十分にお考えをお願いしたいと思います。それと関連して、必要ではあるけれども、大蔵省の税収との関係から思ふやうに行かなかつたというやうなお話であります。これもまあ現在の財政状態から言へば一面止むを得ないかと思ひます。けれどもこの合理化を促進して産業を振興させれば、いずれ税収は又殖えるのでありますか

ら、そういう点もよく大蔵省にお話になつて、一時的な税収減少ということは大蔵省にも十分納得してもらつて、思い切つたこの法案での施策を進めるように御盡力が願ひたいと思ひます。

今まで御質問申上げましたような点から言ひまして、この法案の趣旨には無論賛成であります。併し法案の内容容につきましては、余りにその趣旨と食い違つて、十分効果を挙げられないやうになつてゐるという感じが深いのであります。そうしますと折角法案を作つても何も役に立たないという結果になるのじやなからうかと思ひます。で役に立たないだけならば差支えありませんけれども、実際に技術を上させましたり、設備の近代化を図つて合理化を促進するということは、日本の現在の経済から申しまして、緊急にどうしてもやらなければならないことであるから、それが実現されないといふことになることは甚だ遺憾でありますし、日本にとつても甚だ困つたことになると思ひます。ですから無論この法案はあつても害はない。或いはあつてもなくてもいいといふような効果しかないやうに私には思へますが、別に害がないといふのであれば、反対する理由は少しもありません。けれどもそれではこの法案を作つた目的が達成されないといふことは、この法案の内容から言ひますと、何だか羊頭を掲げて狗肉を売るという感じが深いわけでありまして、ですから只今申上げましたような点を、できるだけ早い機会に十分考慮をされまして、本当に羊頭を掲げて羊肉を売る法案にされることを、希望して、私の質問を終ります。

○委員長(竹中七郎君) ほかにも……、ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

○結城安次君 企業合理化法が大体只今高瀬さんのおつしやつた通り悪法ではないことは確かだが、大企業偏重といふことは免れない。それで私も先般お話ししたとおり、中小企業は、中小企業をどうするか、中小企業がよくなるなければ、大企業だけ直したところで日本の産業は確立するものじやない。昨日ですか、自動車工業会というのがありまして、ちよつと顔を出して見ると、外国の例をばドイツのフォルクスワーゲン、これは非常に小型だけれども、よくて安いそうです。日本の小型ダットサンやトヨタのベッツに比べて能率もよい。大きさは少し小さいかも知れませんが、大変いさゝかです。而も値段が大変安い。これにコンピートするために調査してみますと、自分のところで幾らやつても下請のほうから、中小企業がよくなつておらんから、そのしわが最終の組立工場に来るのだといふことを言つておりました。が、その通り実際日本の産業を確立するために、本間に企業合理化法の目的にあるごとく、海外においては、中小企業を競争し得るというためには、中小企業を育成助長しなければ、到底この目的は達成されないことは御承知のことと思つてゐる。そのことが一つも謳つていないのであります。これが甚だ我々には不満なんだといふことが一番初めからの論点になつておるので、これは是非中小企業の育成助長、それには只今高瀬さんのおつしやつたよう

に、何よりも資金を世話してやる、運転資金或いは設備資金を世話してやるというのと同時に、今困つておる税の取立て、これを軽減してやる、この二つが非常な大きな点だといふことは当然のことなわけです。これらのことをどうして通産省は助けてくれるか、如何なる手段、如何なる方法でこれを、中小企業を助けて育成助長してくれるかといふことを、できるならば関係懇談会あたりで一つ通産大臣が話して、大蔵大臣から預託金といふのはどこで幾らか、これは中小企業に殊に紐付きで廻してやる、或いは税はどうする、それから今度の賠償物資の工場の機械ですか、あれはこういうふうに使用させるといふ、細目はここで私は申しませんが、こういうふうな中小企業に転用させるというふうな具体的の案を、できるならば明日、最後になりませんが、これはこの間の打合せで、明日やつて何かきめようといふお話もありましたので、若しこの間の打合せ通りに行きますれば明日あたりがしまいに思ひますが、明日でも通産大臣から我々は責任ある話を聞いてこれに對する態度を決定したいといふふうには思ひますが、これを強く委員長を通じて要求して置きます。

○委員長(竹中七郎君) 了承いたしました。

○栗山眞夫君 今いろいろお話出ましたが、これの取扱ひにつきましても先ほど理事会を開いて一應意見の一致を見た点がある。私はその点について委員長が然るべく取計つて頂いてものと考へて、先ほどからずつと発言を慎んでおつたのでありますが、その辺はどういう工合になるのでありますか。

○若しそういう委員長で取計つて頂くといいことでない、普通の委員会の通りにしやつて行くといふことであらば、又そういうふうにも私に発言をいたさなければならぬと思ひますが……。

○委員長(竹中七郎君) 速記をとめて下さい。

午後三時四十九分速記中止

午後四時二十四分速記開始

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め

○中川以良君 本法案につきまして私も検討を加へますのに、ややともすると本法案は大企業にのみ偏重をしておる傾きがありまして、今日最も重要な中小企業に對する考慮が非常に私の方から少いように考へるのであります。そこで私も中小企業の合理化のために、先ず今困つておる金の融通の問題を、一つ相當の枠を定めてこの金の融通を講ずること。これに伴ひまして預託金の金利の引上げを緩和する、更にこの預託金の増加等に對する措置を講ずること。なお金融債の引受等に對します特段の措置を講ずる。更に中小企業に對する面におきましてもこれに對する対策を確立してもらうといふこと。なお中小企業の販路の開拓、輸出の促進等に對しまして政府が一段とこれが対策に對して熱意を傾倒してもらふ。それから更には大企業中におきましても合理化が今日十分にできないやうな大企業がございまして、こういうものにも對するところの助成対策を確立すること。更に又電力の割当、その他産業の振興政策に關しましては飽くまでも均等合理化を策してもらふ。こういうような点は

この委員会においてすべての者が要望をいたして下さることでありませう。

そこで委員長は、これらの点に關しまして一つ通産大臣に本委員会の總意としてお申入れを願ひまして、通産大臣はこれによつて関係経済関係と十分にお話合ひを頂いた上において、できるだけ早い機会において本委員会において飽くまで誠意ある、政府を代表したところの御答弁を我々は要求するものであります。これを伺つた上において初めて私も只今審議しておると思つたのであります。この点につきまして委員長は然るべき御処置をお願いを申上げる次第でございます。

○委員長(竹中七郎君) 只今の中川君の動議に對しまして皆さん御異議ございませんか。

○西田隆男君 中川君の今の御発言は至極御尤もな御発言だと思つたのであります。それはこの法律案を審議する上においてだけ起きた事象ではなくて、この法律案が提案されたやうに提案されまいが、絶対に政府としてはやらねばならぬことなんです。この法案の審議の過程においてそういうことを、あなたが今言われた、閣議で決定して、経済関係が寄つて話して、結論を得て當委員会に報告ができれば結構だと思ひますが、今までできなかった、自由党内閣では、恐らく経済関係懇談会を開いて結論を得るというところは不可能ではないが、なか／＼困難であらうと思ひますが、なお當委員会が皆さんがよろしいといふことであれば結構であります。むしろそれよりもこの法案の中に明記されておる中小企業の企業診

断の問題、これに対する経費の計上が非常に多い。だからこの経費を殖やすか殖やさんかは長官に聞いて見なければわからんが、殖やすことによつて、中小企業の診断が一層活発化される、或いは近代化、機械化が促進されるということになれば、この審議の過程においてはそれが第一歩だと思ひますが、今中川君の言われたことが実行に移されれば反対しません。併しなかなか困難だらうと思ひますので、私の意見だけを述べて置きます。

○島清君 懇談の席上では中川君から然るべき御意向を承つておりましたので、私はその意味を抽象的な意味において非常に賛成でございますが、肉付けをする意味において中小企業に対する金融の処置というものは、要するに合理化をしたくてもそういう合理化の資金がない、そうして日本の経済再建上どうしてもこれは合理化を必要とするんだというような企業に対しては、政府が別途に一応大きな枠を日本産業に占める中小企業の地位に鑑みて、それに相当するだけの金融の処置を別途に講ずる。こういうような意味において了承したとして、中川君の動議に賛成したいと思ひます。

○栗山長夫君 私は今中川君の動議に大体討論に入る前の措置として賛成いたします。討論に入りましてからどういふ工合になりますかは、今中川君の述べました動議に依ぜられて、政府がどういふような態度を御決定になるかによつておのずからきまつて来ると思ふわけでありませう。それで政府側にもう一度、私は今まで随分廻りくどい表現をして注文をつけて参りましたが、簡単に一言だけ考へて置くことだけを

述べておきたいと思ひます。

それはたゞ／＼企業合理化促進法が出て来たので問題になつたのでありませうけれども、先ほど申上げましたように、昨年の春以来業界がだん／＼不振になるに従つて、この委員会ではいろいろな産業関係の問題を取上げて調査をして来る間に、何とかしなければならぬという気持ちが恐らく私は全委員において一致してゐると思ひます。その結果が今日の状況になつてゐるものと、一つ通産当局においてとは全く御理解を願ひたい。そしてそのことはどういふことかと申しますと、現在の通商産業省の政策というものは、ここで明らかなつておりますように、大企業偏重主義であるといふことが指摘される、又省のほうに於いても大体さういふ了承されてゐるところであります。今一番中小企業が困つております問題は、国内的には資金、或いは税金等の問題で四苦八苦してゐる。その問題に四苦八苦してゐるということが、一つであります。第二点は、仮にその問題が解決せられるにいたしましても、国内の購買力或いは海外の輸出市場の状況等を考へて、折角努力して、合理化その他の努力をして作り上げた品物がうまくさばけないといふところに悩みがあるわけでありませう。こういうふうな非常に現実の厳しい姿を私どもは全国各地に聞いているわけでありませう。一方大企業、特に企業合理化法の対象になろうとするような大企業におきましては、これは余りに……これは言葉が率直過ぎて軽率であるかも知れませうけれども、とにかく国からあらゆる面で

有形無形の助成を受け、そうして而も

そこで作られたところの製品は特需関係のものだ／＼／＼多くなるような傾向でありまして、従つてその供給先は先ず安定してゐるものと見て差支ないわけですね。従つてここにこうして二つに分類してみますと、如何に中小企業、これは大企業の中でも……、そういう言葉が穩当でなければ取消しますが、時局的産業でないもの等の苦惱が厳しいかといふことはおわかり願ひなす。私には、これを何とか改善しなければ、私は日本の経済がやはり非常な茨の道へ入り、そうして遂には思ひやらないような事態が起きるやうなことに思ひます。そういう点を通商産業省はよく考へられて、そうして関係各省とも打合せをせられて、私どもが納得をし、又この委員会を通じて国民が納得をしまして、中小企業者が明るい気持ちになり得るやうに善処せられたいというのが、只今中川君の御動議であらうとも私は思ひます。さういふ意味で一つ御研究を願ひたい、こういうことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 只今の中川君の御動議に大体賛成のやうでありますので……、ただ西田委員からの関係懇談会の問題はどうでありましたか。

○中川以良君 私は関係懇談会を開けたいといふことは申上げないのです。関係経済関係とお話合ひの上というやうに申上げたのであります。

○委員長(竹中七郎君) では中川君の御動議に御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、さう委員長はかう

において取計らいます。

本日はこの程度において散会いたしたいと思ひますが……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) それではこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十七年三月十五日印刷

昭和二十七年三月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所